

入 札 公 告

令和6年10月8日

次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理 事 長 竹 内 功

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

広島市民病院医療ガス設備吸引装置改修工事実施設計業務

(2) 業務場所

中区基町

(3) 業務概要

広島市民病院医療ガス設備吸引装置改修工事の実施設計業務を行うものである。

※ 詳細は仕様書等のとおり。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

(5) 予定価格

落札決定後に公表

(6) 入札方式

入札後資格確認型一般競争入札（開札後に入札参加資格の有無を確認）

(7) 入札方法

ア 入札は、紙面による入札で行う。

イ 入札金額は、総価を記載すること。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札参加者は、入札書に記載した入札金額に対応した積算内訳書を作成し、入札書と同時に
提出すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。

- (2) 令和5・6年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、認定されている者で、かつ次の条件を全て満たす者

ア 業務の種類

建築関係建設コンサルタント業務の「暖冷房」又は「電気」で認定されていること。

イ 営業所等

広島市内に主たる営業所（広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第2条第6項に規定する主たる営業所をいう。）又は支店等（継続して入札に関すること等の委任を受けているものに限る。）を有する者であること。

ウ 会社の業務実績

平成21年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、建築設備工事設計業務の実績（「暖冷房」又は「電気」の実績とする。）を有していること（設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。）。

エ 技術者等

管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士の資格を有する者を配置できること。

- (3) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) その他の入札参加資格は、入札説明書による。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

病院機構のホームページ(<http://www.hcho.jp/>)のトップページ上の「入札・契約情報」→「入札見積情報」→「コンサル一覧」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により交付する。

ア 交付期間

公告日から令和6年10月23日（水）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

〒730-8518

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

電話：082（569）7836

電子メール：hirokikou-honbu@hcho.jp

(2) 入札説明書、入札書等、仕様書等の交付方法

病院機構のホームページ（前記(1)に記載のとおり。以下同じ。）からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により交付する。

交付希望者は下記イへ電話連絡し、交付方法等を確認すること。

ア 交付期間

前記(1)アに同じ。

イ 交付場所

〒730-8518

広島市中区基町7番33号 広島市民病院東棟10階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局施設整備課

電話：082（569）7838

電子メール：hirokikou-honbu@hcho.jp

(3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先

ア 入札、契約に関することは、前記(1)イに同じ。

イ 仕様書等に関することは、前記(2)イに同じ。

(4) 仕様書等に対する質問等

ア 質問書の提出期間

公告日から令和6年10月15日（火）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所

前記(2)イに同じ。

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。

※ 電子メール送信後に、必ず電話連絡の上、到達を確認すること。

エ 質問に対する回答は、前記(1)イにおいて令和6年10月18日（金）から令和6年10月23日（水）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時までの間、閲覧に供する。

(5) 入札書等の提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。）に限る。

イ 提出期限

令和6年10月23日（水）午後5時まで。

ウ 提出場所

前記(1)イに同じ。

(6) 入札回数

ア 入札は初度、再度及び再々度の3回とする。

イ 初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格（以下「予定価格内の価格」という。）がない場合は、再度の入札を行う。

ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

エ 再度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格（以下「予定価格内の価格」という。）がない場合は、再々度の入札を行う。

オ 再度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再々度入札に参加できない。

(7) 開札の日時及び場所

ア 初度入札

(ア) 日時

令和6年10月24日（木）午前9時15分

(イ) 場所

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課入札室

イ 再度入札

(ア) 日時

初度入札後、直ちに実施

(イ) 場所

上記ア(イ)に同じ。

ウ 再々度入札

(ア) 日時

再度入札後、直ちに実施

(イ) 場所

上記ア(イ)に同じ。

(8) 開札の立会い

ア 入札参加者又は代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする。）。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時までに前記イの契約課へ連絡すること。

入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、初度の入札に限り、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。なお、再度及び再々度の入札については、辞退したものとみなす。

イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明書（社員証など）を提示しなければならない。

エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。

(9) 入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出方法

開札後、最低入札価格提示者が提出（持参に限る。）すること。詳細は入札説明書による。

イ 提出期限

令和6年10月24日（木）午後5時まで。

ウ 提出場所

前記(2)イに同じ。

(10) 入札参加資格確認結果及び入札結果の通知

入札参加資格確認後、落札者決定通知書により通知する。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の中止

入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

エ 再々度入札を実施する場合において、再度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に記名押印がない入札

キ 入札書の記入文字が明確でない入札

ク 同一の入札参加者若しくは代理人（復代理人を含む。）から2通以上の入札書が提出された入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

予定価格内の価格で最低価格をもって有効な入札を行った者（入札金額が同額の者が2者以上ある場合は、くじ引きにより順番を決定する。）から順に入札参加資格の確認を行った上で後日落札者を決定する。詳細は、入札説明書による。

(5) 契約金額

落札者の金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

(6) 契約保証金

契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の納付免除に関する要件については、入札説明書による。

(7) 落札者が契約を締結しない場合等の措置

契約を締結しない落札者は、契約予定金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として病院機構へ支払わなければならない。また、病院機構は、契約を締結しない落札者を病院機構における競争入札に参加させない措置を講じる。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。